平成２２年（フ）第１８６４３号
東京都大田区新蒲田３丁目６－６
債務者　加藤　雄三
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６５０号
東京都足立区大谷田３丁目５－９―501
債務者　高橋　伸欣
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６６９号
東京都大田区大森中２丁目13―14
債務者　粂　加津枝
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６７０号
東京都府中市朝日町３丁目３―201
債務者　中原　　実
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６７１号
東京都板橋区高島平２丁目28―１―417
債務者　長谷川興治
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０３号
相模原市中央区星が丘４丁目２番55号　ペディメント１－２－C
債務者　猪狩　　保
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１４９１号
東京都国立市北３丁目12番の２峯岸荘203
債務者　清水　　明
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５１２号
東京都三鷹市新川１丁目10番14―105号
債務者　石井　玲子（旧姓野本）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１８８号
東京都府中市住吉町３丁目76番地
債務者　五十島禊四郎
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１８９号
東京都府中市住吉町３丁目76番地
債務者　五十島利昭
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４０６号
東京都武蔵野市西久保３丁目23番19号カーク・ド・シャルマン205
債務者　川島　信子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４６１号
東京都日野市多摩平２丁目12番地の２山崎ビル305
債務者　菅野　真里
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８５３４号
東京都豊島区目白１丁目７―19―122
債務者　藤原　竜也
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５６４号
東京都練馬区中村南２丁目１―10―106
債務者　島田　純子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５６９号
千葉県勝浦市興津309―１、住民票上の住所
埼玉県越谷市南越谷４丁目19―31―206
債務者　吉野ひろみ
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部